

付託議案説明資料

令和 4 年度兵庫県一般会計補正予算について

令和 4 年 6 月 8 日

財 務 部
危 機 管 理 部

**令和4年度兵庫県一般会計補正予算
財務部**

1 補正予算の規模

(単位：千円)

区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳					合計 a+b
			国庫		特定	起債	一般	
			地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金				
一般会計	465,872,774	50,000	0	0	50,000	0	0	465,922,774

2 事業の概要

(単位：千円)

事業名	事業内容	金額
I 県民生活の安定化に向けた支援		
① ふるさとひょうご 寄附基金への積立	ウクライナ緊急支援プロジェクトに対する寄附金を積立	50,000
合 計		50,000

**令和4年度兵庫県一般会計補正予算
危機管理部**

1 補正予算の規模

(単位：千円)

区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳					合計 a+b	
			国庫			特定	起債		一般
			通常補助	地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金				
一般会計	9,434,000	54,000	0	54,000	0	0	0	0	9,488,000

2 事業の概要

(単位：千円)

事業名	事業内容	金額
I 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進		
(1) 医療提供・検査体制の構築		
① 検査機能の充実		
ワクチン・検査パッケージ等の定着促進	経済再開に向けた飲食・イベント・旅行等における抗原定性検査等の無料検査期間を延長 ○検査体制 薬局、民間検査機関等において原則対面で実施 ○実施期間 [現行]～R4.3月末 [今回]～R4.6月末 ○対象者 原則、3回目接種未了の無症状者 ○検査方法 原則、抗原定性検査	54,000
合計		54,000

付託議案説明資料

条例・事件決議

令和 4 年 6 月 8 日

総 務 部

<目 次>

- 1 [第 64 号議案] 職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例 3
- 2 [第 65 号議案] 兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 5

第64号議案 職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 子育てと仕事の両立を支援するため、会計年度任用職員その他の非常勤職員（以下「会計年度任用職員等」という。）の育児休業の取得要件を緩和する。
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育休法」という。）の一部改正により、職員が同一の子について育児休業をすることができる回数が原則1回から原則2回とされることに伴い、規定の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 会計年度任用職員等の養育する子の出生後57日以内の育児休業は、当該子の出生後57日と6月を経過する日（現行：子の1歳6箇月到達日）までに、当該会計年度任用職員等の任期が満了すること及び職員に引き続き採用されないことが明らかでないときにすることができるものとする（第2条の2関係）。

現 行	改 正 案
子が1歳6箇月到達日までに、その任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないこと。	子の出生後57日と6月を経過する日までに、その任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないこと。

- (2) 会計年度任用職員等の養育する子の1歳到達日から1歳6箇月到達日までの育児休業

会計年度任用職員等は、当該会計年度任用職員等の配偶者が当該子の1歳到達日後に育休法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をする場合には、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日をその期間の初日とする育児休業をすることができるものとする（第2条の4関係）。

現 行	改 正 案
子が1歳到達日に育児休業をしている場合であって、1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業を取得するときに限る。	夫婦交代で育児休業をする場合には、1歳到達日の翌日以外からの取得が可能。

- (3) 会計年度任用職員等の養育する子の1歳6箇月到達日から2歳に達する日までの育児休業
 会計年度任用職員等は、当該会計年度任用職員等の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日後に
 地方等育児休業をする場合には、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日
 をその期間の初日とする育児休業をすることができるものとする（第2条の5関係）。

現 行	改 正 案
<p>子が1歳6箇月到達日に育児休業をしている場合であって、<u>1歳6箇月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業を取得するときに限る。</u></p>	<p><u>夫婦交代で育児休業をする場合には、1歳6箇月到達日の翌日以外からの取得が可能。</u></p>

- (4) その他規定の整備を行う（第2条の4、第2条の5、改正前及び改正後の第3条、改正後の第4条及び第12条関係）。

3 施行期日

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日

第65号議案 兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院（小選挙区選出）議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことを踏まえ、兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

(1) 選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額のうち、自動車の借入れ及び燃料の供給に関する契約である場合の限度額を次のとおりとする（第4条関係）。

契約方式		現 行	改 正 案
一般運送契約以外の契約	自動車の借入れ契約	15,800円/日	16,100円/日
	燃料の供給に関する契約	7,560円/日	7,700円/日

(2) 選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を次のとおりとする（第9条関係）。

ビラの作成枚数	現 行（1枚当たり）	改 正 案（1枚当たり）
50,000枚以下の場合	7.51円	7.73円
50,000枚超の場合 (n=ビラ作成枚数)	$\frac{375,500円 + 5.02円 \times (n-50,000)}{n}$	$\frac{386,500円 + 5.18円 \times (n-50,000)}{n}$

(3) 選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を次のとおりとする（第13条関係）。

ポスター掲示場数	現 行（1枚当たり）	改 正 案（1枚当たり）
500以下の場合 (n=ポスター掲示場数)	$\frac{525.06円 \times n + 310,500円}{n}$	$\frac{541.31円 \times n + 316,250円}{n}$
500超の場合 (n=ポスター掲示場数)	$\frac{27.50円 \times (n-500) + 573,030円}{n}$	$\frac{28.35円 \times (n-500) + 586,905円}{n}$

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

2 (1)から(3)までは、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。